4　処分の原因となった事実　指定確認検査機関から選任を受けた確認検査員として、建築物（１物件）の確認審査において、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第119条（廊下の幅）の規定に適合しない（廊下の用途が、共同住宅の住戸若しくは住室の床面積の合計が100平方メートルを超える階における共用のもので、廊下の配置が、その他の廊下における場合（両側に居室がある廊下における場合以外）については、廊下の幅を1.2メートル以上としなければならないにもかかわらず、本件建築物の上記の条件に該当する廊下の幅が1.2メートルに満たない）建築計画を看過し、確認済証を交付させた。

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の62第２項第３号の規定による処分をしたので、建築基準法第77条の62第３項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年 10 月 30 日

近畿地方整備局長　谷本　光司

1　処分をした年月日　平成24年10月11日
2　処分を受けた建築基準適合判定資格者の氏名及び登録番号　菱田　公造　第5837号
3　処分の内容　確認検査の業務の禁止２月
4　処分の原因となった事実　指定確認検査機関から選任を受けた確認検査員として、建築物（１物件）の確認審査において、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第121条の規定に適合しない（共同住宅の用途に供する階でその階における居室の床面積の合計が200平方メートル（当該建築物は主要構造部が耐火構造であり、同条第２項により200平方メートルとなる。）を超えるにもかかわらず、２以上の直通階段を設けていない）建築計画を看過し、確認済証を交付させた。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２４年（家）第５０７号
長野県中野市大字壁田955
申立人　長野県北信建設事務所
本籍長野県下高井郡堺村484番地、最後の住所不明、死亡の場所不明、死亡年月日明治３年８月６日、出生の場所不明、出生年月日弘化２年12月３日、職業不明
被相続人　亡　藤木助右ヱ門
事務所長野県下高井郡野沢温泉村大字豊郷9822番地10
相続財産管理人　江尻　義雄
長野家庭裁判所

平成２４年（家）第２８０２号
名古屋市港区当知町８丁目64番地の57
申立人　安井　道子
本籍名古屋市港区当知町８丁目64番地57、最後の住所申立人の住所に同じ、死亡の場所名古屋市港区、死亡年月日平成24年１月25日、出生の場所名古屋市熱田区、出生年月日昭和46年２月23日、職業不詳
被相続人　亡　安井　　敏
事務所名古屋市熱田区新尾頭１丁目６番９号金山大和ビル２階　弁護士法人名古屋南部法律事務所
相続財産管理人　弁護士　伊藤麻衣子
名古屋家庭裁判所

平成２４年（家）第７４７号
名古屋市中区上前津２丁目１番30号
申立人　株式会社セディナ債権回収
本籍愛知県常滑市塩田町１丁目20番地の２、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所愛知県常滑市、死亡年月日平成20年12月２日、出生の場所名古屋市南区、出生年月日昭和15年１月20日、職業不明
被相続人　亡　冨澤　純子
事務所愛知県半田市宮本町３丁目217番21号セントラルビル307号
相続財産管理人　弁護士　清水　浩二
名古屋家庭裁判所半田支部

平成２４年（家）第１５０７号
京都市下京区高倉通五条下る堺町21番地　ｊｉｍｕｋｉｎｏ－Ｕｅｄａ　ｂｌｄｇ．303
申立人　松田　義浩
本籍金沢市金石西１丁目541番地、最後の住所京都市南区吉祥院西定成町11番地、死亡の場所京都市下京区、死亡年月日平成24年３月13日、出生の場所石川県河北郡英田村、出生年月日昭和９年１月17日、職業無職
被相続人　亡　中﨑　康子
事務所京都市下京区高倉通五条下る堺町21番地　ｊｉｍｕｋｉｎｏ－Ｕｅｄａ　ｂｌｄｇ．303
相続財産管理人　司法書士　松田　義浩
京都家庭裁判所

平成２４年（家）第７０８２５号
大阪府貝塚市地蔵堂675番地60
申立人　松田由己子
本籍徳島県三好市山城町寺野701番地、最後の住所大阪市平野区長吉長原東３丁目12番４－403号、死亡の場所大阪府大阪市東住吉区、死亡年月日平成24年６月12日、出生の場所徳島県三好郡山城谷村、出生年月日昭和23年２月28日、職業不詳
被相続人　亡　明星　安子
事務所大阪市北区西天満４－３－25梅田プラザビル別館Ａ802
相続財産管理人　弁護士　平野　　潤
大阪家庭裁判所

平成２４年（家）第１７２３号
奈良県橿原市中曽司町301番地の31
申立人　美馬　隆志
本籍大阪市東住吉区東田辺３丁目23番地の５、最後の住所奈良県大和高田市幸町６番２－102号、死亡の場所奈良県大和高田市、死亡年月日平成22年５月30日、出生の場所大阪府西成郡傳法町南２丁目63番地、出生年月日大正３年10月４日、職業無職
被相続人　亡　鎌田ハツ子
事務所奈良県大和高田市高砂町２番１号　サンライズビル３階
相続財産管理人　弁護士　星野さゆり
奈良家庭裁判所葛城支部

平成２４年（家）第３０２５８号
山口県岩国市岩国１丁目13番22号
申立人　梅津　英美
本籍山口県岩国市岩国１丁目484番地、最後の住所広島市西区福島町２丁目21番１号、死亡の場所広島市西区、死亡年月日平成24年５月15日、出生の場所山口県岩国市、出生年月日昭和24年３月23日、職業自営業
被相続人　亡　梅津　　豊
山口県岩国市錦見２丁目４番95号、事務所山口県岩国市錦見１丁目14番15号
相続財産管理人　是國　正樹
広島家庭裁判所

平成２４年（家）第３００５９号
広島県江田島市能美町鹿川2060番地
申立人　社会福祉法人江田島市社会福祉協議会
本籍広島市西区中広町２丁目839番地の１、最後の住所広島県江田島市江田島町津久茂２丁目６番２号、死亡の場所広島県江田島市、死亡年月日平成24年５月16日、出生の場所神戸市林田区、出生年月日昭和９年７月４日、職業無職
被相続人　亡　桐原　康夫
事務所広島県江田島市大柿町飛渡瀬364番地１
相続財産管理人　室　　伸征
広島家庭裁判所呉支部

平成２４年（家）第３０１４号
山口県下関市伊崎町１丁目４番24号
申立人　山口県漁業協同組合
本籍山口県萩市大字椿東1189番地149、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所山口県萩市、死亡年月日推定平成23年10月26日、出生の場所山口県萩市、出生年月日昭和16年２月21日、職業不詳
被相続人　亡　石田　都人
山口県萩市大字西田町70番地
相続財産管理人　山口　正之
山口家庭裁判所萩支部

平成２４年（家）第５０３７号
山口県下関市観音崎町12番10号太陽生命下関ビル５階
申立人　島田　直行
本籍山口県下関市椋野上町214番地２、最後の住所山口県下関市椋野上町８番10号、死亡の場所山口県下関市、死亡年月日平成23年12月20日、出生の場所山口県下関市、出生年月日昭和７年７月26日、職業無職
被相続人　亡　河原　　亘
山口県下関市観音崎町12番10号太陽生命下関ビル５階
相続財産管理人　島田　直行
山口家庭裁判所下関支部